

会員団体のご紹介

地域単位の消費者連絡組織 (26)

- 適格消費者団体 認定NPO法人
消費者支援ネット北海道
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- 福島県消費者ネットワーク
- 茨城県消費者団体連絡会
- 群馬県消費者団体連絡会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 埼玉県消費者団体連絡会
- 消費者団体千葉県連絡会
- 東京消費者団体連絡センター
- 神奈川県消費者団体連絡会
- 長野県消費者団体連絡協議会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- 静岡県消費者団体連盟
- 愛知県消費者団体連絡会
- 消費者ネットワーク岐阜
- 富山県消費者団体連絡会
- 特定非営利活動法人 消費者支援
ネットワークいしかわ

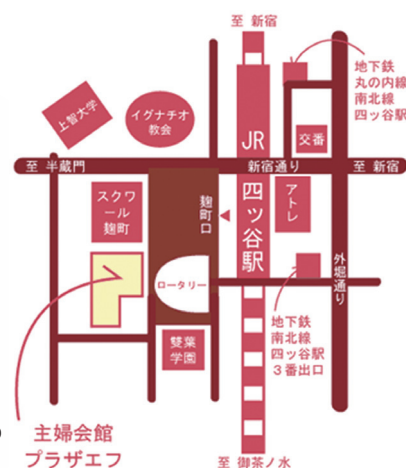
- 特定非営利活動法人
消費者ネット・しが
- 特定非営利活動法人 コンシュー
マーズ京都(京都消団連)
- 全大阪消費者団体連絡会
- 兵庫県東播磨消費者団体協議会
- 岡山県消費者団体連絡協議会
- 公益社団法人 広島消費者協会
- 山口県消費者団体連絡協議会
- 愛媛県消費者団体連絡協議会
- 北九州市消費者団体連絡会

全国的消費者組織 (16)

- 主婦連合会
- 新日本婦人の会
- 全国借地借家人組合連合会
- 全国消費者協会連合会
- 公益社団法人全国消費生活相談員協会
- 全国青年司法書士協議会
- 全国大学生生活協同組合連合会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 全国労働者共済生活協同組合連合会
(全労済)
- 日本司法書士会連合会
- 一般財団法人 日本消費者協会
- 公益社団法人 日本消費生活ア
ドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 日本消費生活専門相談員協議会
(JOCAS)
- 日本生活協同組合連合会
- 日本母親大会連絡会
- 労働者福祉中央協議会

消費者問題に関する非営利組織 (5)

- 特定非営利活動法人
親子消費者教育サポートセンター
- 家庭栄養研究会
- 特定非営利活動法人 コンシューマ
ネット・ジャパン(CNJ)
- 特定非営利活動法人 消費者ネット
ジャパン(じゃこネット)
- 一般社団法人FOOD
COMMUNICATION COMPASS



一般社団法人 全国消費者団体連絡会

〒102-0085
東京都千代田区6番町15
プラザエフ6F
(JR四ツ谷駅麹町口前すぐ)
TEL:03-5216-6024
FAX:03-5216-6036
E-mail:webmaster@shodanren.gr.jp

一般社団法人 全国消費者団体連絡会 のご案内

消費者の権利の確立と くらしの向上をめざして



一般社団法人
全国消費者団体連絡会
CONSUMERS.JAPAN

全国消団連とは

一般社団法人全国消費者団体連絡会は、1956年に設立された、消費者団体の全国的な連絡組織です。地域単位の消費者連絡組織26団体、全国的消費者組織16団体、消費者問題に関する非営利組織5団体によって構成されています。

2013年に一般社団法人に移行し、「消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与すること」を目的として活動しています。

活動内容

消費者問題、食品の安全・表示、環境・エネルギーなど、くらしに関わる様々なテーマについて、国の審議会への委員参加や、パブリックコメントの提出などを通して消費者の立場からの意見発信を進めています。

また、消費者団体をはじめ、専門家や行政などとのネットワークづくりや、国際消費者機構(CI)との連携をすすめ、学習活動・政策提言・立法運動に取り組んでおります。

2017年度活動方針

- 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備
- 消費者が安全で安心できるくらしの確保
- 国内の消費者団体や国際的な消費者運動との連携強化

2016年度活動の一例

- 意見書、パブリックコメントの提出 32本
- 政府審議会等への参画 11省庁29会議
- 学習会の開催 20回
- 機関紙「消費者ネットワーク」発行 年12回



2016年4月
「特定商取引法・消費者契約法改正法案の
今国会での成立を求める院内集会」



2016年9月
学習会「割賦販売法改正について」



2016年11月
創立60周年記念シンポジウム



2017年3月
受動喫煙問題で厚生労働大臣に要請



2017年5月
第5回定時総会



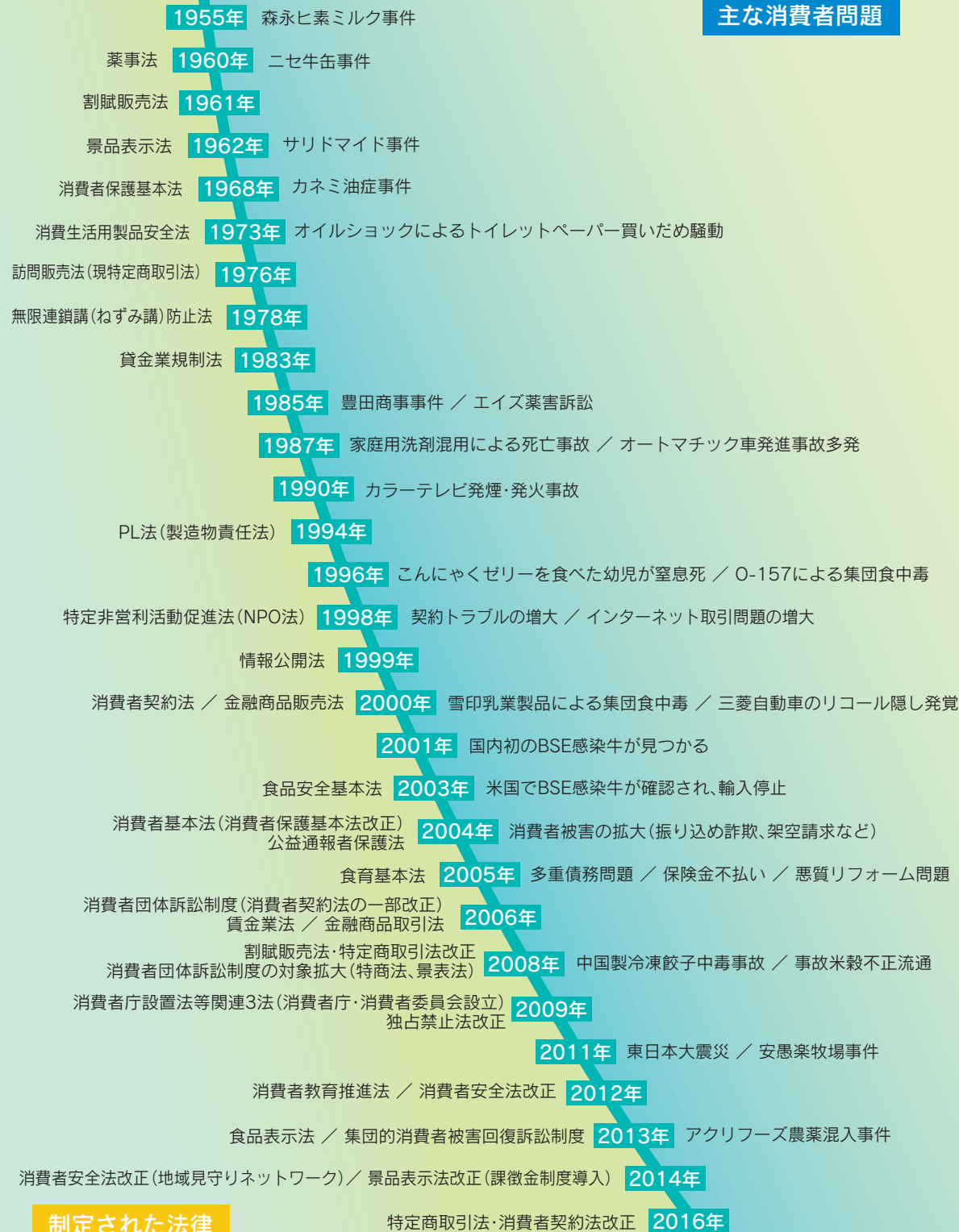
2015年11月
CI世界大会(ブラジル・ブラジリア)
テーマ「消費者の力を解放しよう
～世界市場における新しいビジョン」

全国消団連は国際消費者機構(CI)の正会員です。

※CIは世界的レベルで、消費者利益の保護と促進のための政策提言、教育、調査、国際的政策決定の場でのロビー活動等を行なっている、非政府組織NGOです。(2015年秋現在で120カ国から240を超える団体が加入しています)

消費者問題の歴史と全国消団連のあゆみ

主な消費者問題と制定された法律



主な消費者問題



1956年～

「全国消団連の結成」

1956年、消費者団体・労働団体・生協などの11団体により、「全国消費者団体連絡会(略称:全国消団連)」が結成されました。1957年の「消費者宣言」において、「私たち消費者大衆こそ主権者」であることを宣言しました。

当時は公共料金や新聞代・米値上げへの反対など、物価問題が取り組みの中心でした。

1990年代～

「政策提言型運動への転換」

消費者問題が複雑化・高度化する中、従来のキャンペーン型運動から、政策提言型運動への転換として、PL法・消費者契約法などの消費者関連法制定への取り組みを進めました。

また、1997年に、地方消費者団体を会員団体に迎え、運営規則を「消費者の権利の確立とくらしを守り向上をめざす」と変更するなどの運営改革を行いました。



2000年代前半～

「21世紀型消費者政策」と「消費者運動ビジョン」

2002年に内閣府・国民生活審議会でスタートした「21世紀型消費者政策」検討に積極的に参画し、消費者保護基本法改正(消費者基本法制定)・公益通報者保護制度・消費者団体訴訟制度が実現しました。

また、2003年にはこうした社会環境の変化をふまえ、消費者運動のめざすもの、消費者団体として今後取り組みを強化すべき課題、消費者団体の組織強化のための課題などを「消費者運動ビジョン」としてまとめました。



2000年代後半～

「消費者庁・消費者委員会設立」と「新・消費者運動ビジョン」

政府の「消費者行政一元化」の動きに呼応して政策提言を重ね、2009年に消費者庁・消費者委員会が設立されるに至りました。

また、「消費者主役の社会への転換」の流れの中で、消費者団体の活動への社会的期待が高まったことなどを背景に、中央と地方における消費者団体・消費者運動の活性化に向けての論議を約1年かけて行い、「新・消費者運動ビジョン」を2011年に策定しました。

※2013年に一般社団法人に移行しました。